

オハイオ州における自宅待機命令 (Stay safe Ohio order) の変更

2020年5月20日

在デトロイト日本国総領事館

(ポイント)

- 5月19日、ドウウィン・オハイオ州知事は、自宅待機命令 (Stay safe Ohio order) を緊急衛生勧告 (Urgent Health Advisory) に変更することを発表しました。

(本文)

1 5月19日、ドウウィン・オハイオ州知事は、これまで発出されていた自宅待機命令 (Stay safe Ohio order) を、緊急衛生勧告 (Urgent Health Advisory) に変更することを発表しました。この緊急衛生勧告「Ohioans Protecting Ohioans」により、州外からの移動に対して課されていた制限はなくなりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を抑制するために、全てのオハイオ州民に対して、引き続き、自宅待機を行うことを強く勧告するとしています。

また、従来の自宅待機命令「Stay safe Ohio order」において求められていたのと同様に、人との間隔を十分に保つことや10人以上で集まらないこと等は制限されたままです。詳細は、以下のリンクにて確認するようお願いいたします。

オハイオ州報道発表概要 (5月19日)

<https://coronavirus.ohio.gov/wps/portal/gov/covid-19/resources/news-releases-news-you-can-use/ohioans-protecting-ohioans>

2 ミシガン州では、5月18日、ホイットマー州知事が、ミシガン・セーフ・スタート・プラン (※1) に基づき、第6地域 (Greater Traverse City) 及び第8地域 (Upper Peninsula) における経済活動の制限を緩和する州知事命令に署名しました。これにより、第6及び第8地域では、5月22日以降、小売業の営業、入店者の人数制限を条件とした形でのレストラン・バーの営業、在宅勤務ができない職種についての事務所での就業が認められることになりました。

他方で、ミシガン州全域に対して発出されている自宅待機命令は現在も有効であり、有効期限は5月28日までとなっています。

詳細は、以下のリンクにて確認するようお願いいたします。

※1 ミシガン・セーフ・スタート・プラン

https://www.michigan.gov/documents/whitmer/MI_SAFE_START_PLAN_689875_7.pdf

ミシガン州報道発表概要 (5月18日)

https://www.michigan.gov/whitmer/0,9309,7-387-90499_90640-529478--,00.html

3 ミシガン州及びオハイオ州の感染者数・死亡者数（州政府発表：5月20日午後3時現在、括弧内は前日比）

（1）ミシガン州：感染者数 53,009（+659），死者数 5,060（+43）

（2）オハイオ州：感染者数 29,436（+484），死亡者 1,781（+61）

なお、ミシガン州、オハイオ州の日計、累計のグラフは、当館ホームページ上で毎日更新しております。

当館ホームページトップ（新型コロナウイルス感染者数推移情報）

https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

新型コロナウイルス最新情報（領事メール、医療情報など）

https://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00005.html

4 在留邦人の皆様におかれましては、それぞれの地元政府等が発出する情報をご確認頂き、引き続き、最新情報の把握に努めていただけるようお願いいたします。体調不良となった場合は、まずは最寄りの医療機関等に相談し、その指示に従ってください。万一、新型コロナウイルスへの感染や疑いが判明した場合には、当館へのご連絡もお願いいたします。

【在デトロイト日本国総領事館】

住所：400 Renaissance Center, Ste. 1600 Detroit, MI 48243-1604

電話：(313) 567-0120（代表）

メールアドレス：seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp

※1. このメールは、当館の在留届け及びメールマガジン、たびレジに登録されたメールアドレスを対象に送信専用アドレスから自動的に配信されています。本件に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いいたします。

seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp

※2. メールマガジンに登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から「e マガジン」タブを選択し停止手続きをお願いいたします。

http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※3. たびレジ簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>